

平成  
30年度

# 保育園入園申込の 受付を行います



平成30年度の入所申込を受付けます。各保育園・認定こども園、または役場住民課に備えてある申込書に必要事項を記入し、入園を希望する施設へ提出してください。

支給認定区分	対象とする子ども	主な利用施設
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども（2号認定を除く）	幼稚園、 認定こども園
2号認定	満3歳以上で保護者の労働や疾病などにより、 保育を必要とする子ども	保育園、 認定こども園
3号認定	満3歳未満で保護者の労働や疾病などにより、 保育を必要とする子ども	

◎2号・3号認定は、保護者の就労時間などにより、最長11時間利用できる「保育標準時間」と、最長8時間利用できる「保育短時間」に区分されます。

保育園・認定こども園などを利用する際は、教育・保育の必要性に応じた「支給認定」を受ける必要があります。

## 支給認定

申込期間  
11月1日(水)～25日(土)まで

## ● 町内施設一覧（公立5カ所、私立1カ所）

区分	町内保育園	所在地	電話番号	予定定員	保育利用可能時間 (月～土曜日)		特別保育	
					【保育短時間】 8:30～16:30	【保育標準時間】 7:30～18:30	延長保育(※2)	休日保育
公立	高浜保育園	高浜町	☎ 32-0214	145人	【保育短時間】 8:30～16:30	【保育標準時間】 7:30～18:30	【保育標準時間】 7:00～7:30	○ (※3)
	志加浦保育園	上野	☎ 32-0427	45人			【保育標準時間】 18:30～19:00	
	土田保育園	館開	☎ 37-1002	80人			【保育短時間】 7:00～8:30	
	中甘田保育園	大島	☎ 32-0369	70人			【保育短時間】 16:30～19:00	
	とぎ保育園	富来領家町	☎ 42-0366	126人				
私立	(※1) 認定こども園 すばる幼稚園	末吉	☎ 32-2640	200人	保育 (2・3号)	月～土曜日 7:30～18:30	上記と同じ	○
					教育 (1号)	月～金曜日 8:00～16:00	7:00～8:00 16:00～19:00	×

\*いずれの施設も、生後2カ月からの受け入れとなります。

(※1)平成30年度から、志賀町乳幼児保育園とすばる幼稚園は統合し、「認定こども園 すばる幼稚園」になります。

(※2)延長保育は別途料金がかかります。

(※3)町内公立保育園の児童は、高浜・とぎ保育園で休日保育が利用できます。

## 入園基準

保護者や同居の親族が仕事や病気などで乳幼児を保育できない場合

## 保育料

4～8月分は保護者の前年度(平成29年度)の町民税額をもとに、9～3月分は当年度(平成30年度)の町民税額をもとに決定します。

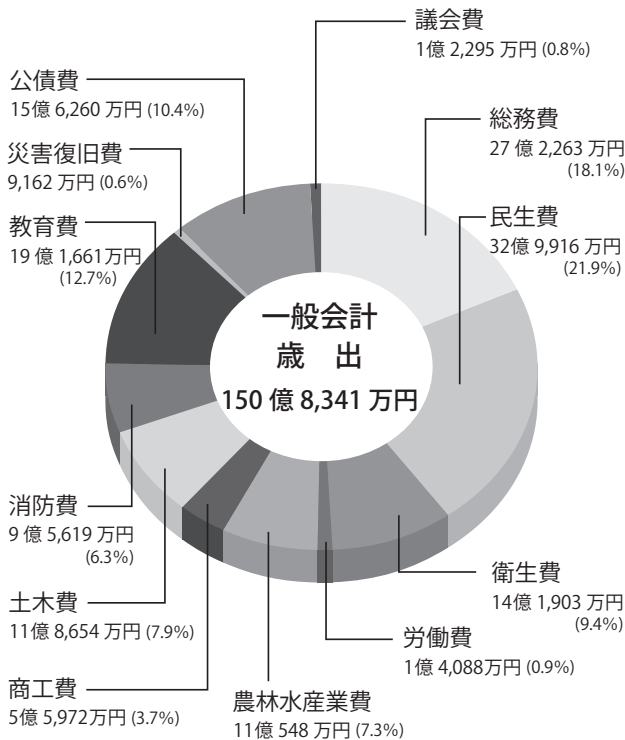
継続利用の人	新規申込の人	町外の施設を利用される人
①保育園から支給認定現況届を兼ねた入所申込書が配布されます。	①保育園または住民課子育て支援窓口で支給認定申請書兼入所申込書をお受け取りください。	志賀町外の幼稚園や保育所、認定こども園などを利用希望の人(すでに利用されている人)は、住民課子育て支援窓口で手続きをお願いします。
②必要添付書類を揃え、入所申込書と一緒に保育園へ提出してください。	②必要添付書類をそろえ、入所申込書と一緒に希望する保育園へ提出してください。	
③現在の保育園を継続利用できます。	③志賀町から支給認定証が交付されます。(2月頃予定)	
	④決定した保育園を利用できます。	

【問い合わせ先】各保育園または住民課保育担当(☎ 32-9122)まで

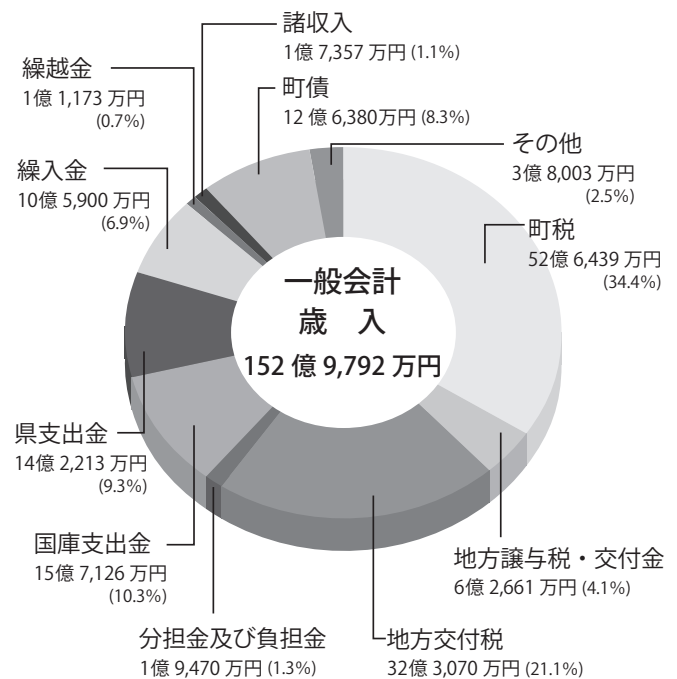
# 決算報告

平成 28 年度の一般会計と特別会計の決算が、平成 29 年第 3 回定例議会で認定されました。一般会計の決算は歳入総額 152 億 9,792 万円（前年度比 6.0% 減）、歳出総額 150 億 8,341 万円（前年度比 6.7% 減）となりました。

一般会計の歳出 **150 億 8,341 万円**  
 (前年度比 10 億 7,952 万円の減少)



一般会計の歳入 **152 億 9,792 万円**  
 (前年度比 9 億 7,674 万円の減少)



## 平成28年度 会計別決算状況

区分	歳入額	歳出額	差引額	
一般会計	152億9,792万円	150億8,341万円	2億1,451万円	
国民健康保険	29億6,355万円	29億5,573万円	782万円	
後期高齢者医療	3億1,517万円	3億1,449万円	68万円	
農業集落排水事業	4億7,122万円	4億7,122万円	0円	
公共下水道事業	7億7,775万円	7億7,775万円	0円	
地域し尿処理施設整備事業	9,225万円	9,225万円	0円	
簡易水道事業	1,286万円	1,286万円	0円	
介護保険	27億1,279万円	27億1,007万円	272万円	
診療所事業	1億8,751万円	1億8,083万円	668万円	
ケーブルテレビ事業	4億5,106万円	4億5,106万円	0円	
水道事業会計	収益的	6億9,972万円	5億3,847万円	1億6,125万円
	資本的	9,724万円	3億6,169万円	△2億6,445万円
病院事業会計	収益的	12億9,684万円	12億3,737万円	5,947万円
	資本的	1億8,133万円	2億8,211万円	△1億 78万円

### 用語解説

町税…皆さんに納めて頂いた税金。  
 地方譲与税…皆さんから頂いた国の税金の一部が一定の基準により町に譲与されるお金。  
 地方交付税…国が徴収する税金の中から町の財政需要に応じて交付されるお金。  
 分担金・負担金…町で行う特定の事業により特別の利益を受ける人から、その受益を限度として徴収するもの(例：保育所の保育料など)  
 国庫支出金…町が法令に基づき実施しなければならない事務や国と相互に利害関係のある事業などに対して、国が負担すべきものの総称。(負担金・補助金など)  
 県支出金…特定の行政目的をもって、特定の事務・事業の全部または一部に充てるために県から支出されるお金。  
 繰入金…他の会計や基金から収入として繰り入れる資金のこと。  
 諸収入…特定の歳入のための科目ではなく他の収入科目に含まれない収入をまとめた科目。  
 町債…大きな事業を行うために国や県、金融機関などからの借入金。

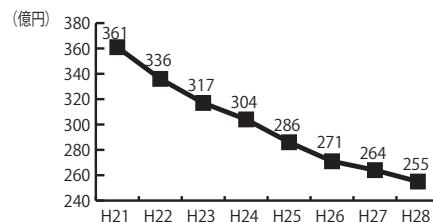
## ▶町の財産

基金	104億 3,488万円 (うち一般会計 93億5,229万円)
有価証券	656万円
出資金	3億8,560万円

## ▶町の借りているお金(全会計)

区 分	現在高
一般会計	95億2,848万円
特別会計	159億4,800万円
合 計	254億7,648万円

## ▶町債(借入金残高)の状況(全会計)



## 平成 28 年度に実施した主な事業

- 地域資源を活かした交流人口  
拡大推進事業 3,086 万円



- 原子力災害対策施設整備事業  
(放射線防護施設) 4億 2,830 万円



- 道整備交付金事業(張原線ほか)  
1億 5,366 万円



- 都市計画道路高浜東部団地線  
整備事業 1億 1,228 万円



- 都市再生整備計画事業(基幹道路、  
みらいとうぶ) 2億 2,089 万円



- 志賀町総合武道館改修事業  
1億 7,747 万円



## 町民 1 人 当たりの 決算額

(一般会計)

町税収入



247,771 円  
(250,335 円)

歳 出



709,908 円  
(745,866 円)

基金残高(貯金)



440,170 円  
(424,394 円)

町債残高(借金)



448,462 円  
(448,954 円)

※平成 29 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳人口 21,247 人 ※ ( ) は、平成 27 年度の決算額

## 健全化判断比率 および 資金不足比率の公表

自治体の財政が健全かどうか判断するため、健全化判断比率および資金不足比率を公表することが義務付けられています。平成 28 年度決算に基づいて算定された志賀町の比率は、下表のとおり健全化基準を下回りました。赤字が生じない場合は「-」(該当なし)で表示しています。

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率 <sup>※1</sup>
普通会計の赤字から財政運営の深刻度をみる比率 早期健全化基準 :13.48%~ 財政再生基準 :20%~	すべての会計の赤字から財政運営の深刻度をみる比率 早期健全化基準 :18.48%~ 財政再生基準 :30%~	借金の返済額などの大きさを資金繰りの危険度をみる比率 早期健全化基準 :25%~ 財政再生基準 :35%~	町の負債の残高から将来の財政への圧迫度をみる比率 早期健全化基準 :350%~	企業会計の資金不足割合から経営状況の深刻度をみる比率 経営健全化基準 :20%~
- ( - ) <sup>※2</sup>	- ( - )	11.4% (12.7%)	4.0% (2.2%)	- ( - )

早期健全化基準：財政運営について、自主的に改善努力をする必要がある基準  
財政再生基準：財政運営について、国の関与が必要となってくる基準

※1 水道、下水道、簡易水道、病院の各事業会計が対象  
※2 ( ) は、平成 27 年度の数値

# 平成 28 年度志賀町一般会計決算における地方消費税交付金 (社会保障財源化分) が充てられる社会保障施策に要する経費

平成 26 年 4 月 1 日から消費税 (国・地方) が 5 % から 8 % へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成 28 年度志賀町一般会計決算における社会保障施策関連への充当状況は、次のとおりとなっています。

## 歳入

地方消費税交付金 総額 379,425 千円  
うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分) 163,306 千円

## 歳出

地方消費税交付金 (社会保障財源化分) が充てられる社会保障施策に要する経費 総額 3,169,774 千円  
(うち一般財源 1,756,037 千円)

単位：千円

事業区分		事業費 (経費)	財源内訳					
			特定財源				一般財源	
			国庫 支出金	県支出金	地方債	その他	うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
社会福祉	児童福祉	663,262	252,582	87,385	0	99,776	223,519	20,787
	母子福祉	19,867	0	2,388	0	0	17,479	1,625
	高齢者福祉	360,071	113,444	6,931	27,000	83,941	128,755	11,974
	障害者福祉	484,727	230,751	114,740	0	0	139,236	12,949
	小計	1,527,927	596,777	211,444	27,000	183,717	508,989	47,335
社会保険	国民健康保険	172,898	21,734	73,149	0	0	78,015	7,255
	介護保険	477,185	1,853	96,926	0	12,025	366,381	34,072
	年金	0	0	0	0	0	0	0
	小計	650,083	23,587	170,075	0	12,025	444,396	41,327
保健衛生	医療に係る施策	898,730	67,673	100,415	0	6,731	723,911	67,321
	感染症その他の 疾病の予防	48,835	39	0	0	0	48,796	4,538
	健康増進対策	44,199	0	2,942	0	11,312	29,945	2,785
	小計	991,764	67,712	103,357	0	18,043	802,652	74,644
合計		3,169,774	688,076	484,876	27,000	213,785	1,756,037	163,306

※各事業区分における一般財源額の比率に応じて、地方消費税交付金 (社会保障財源化分) を按分し充当しています。

※対象となる経費は、事務費および事務職員の人件費などは除いた額を計上。

※年金は決算額が事務費および人件費のみであるため未計上。





# 地域公共交通だより

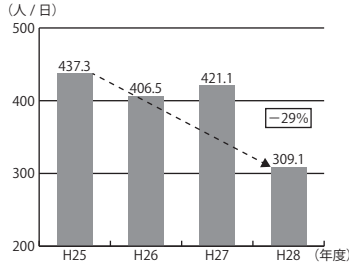
その2

企画財政課  
ふるさと創生室  
☎32-9301

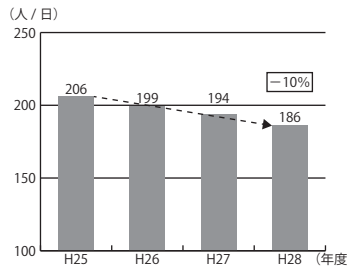
## 志賀町の地域公共交通について

平成28年度は、コミュニティバスの運行委託費が約7,700万円、路線バスの運行補助金は約500万円となっています。平成28年度の路線バスの運行補助金は、利用者の減少により、平成27年度から約200万円増加しました。

しかし、平成25年度から平成28年度にかけての1日当たりの利用者数は、路線バスで約30%、コミュニティバスで約10%減少しており、このまま利用者の減少が続くと、路線の維持が難しくなってくるのが懸念されます。



1日当たりの路線バス利用者数



1日当たりのコミュニティバスの利用者数

## 地域公共交通利便性向上に向けて

町では、町民の皆さまのおかけや公共交通利用の状況を把握するため、無作為に抽出した3千人を対象にアンケート調査を実施しています。

ご回答いただいたアンケート結果や今後予定している町民ヒアリングを通じて、皆さまと一緒により便利な公共交通を目指してまいりますのでご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

近年、全国的にバス利用者が減る傾向にあります。志賀町においても利用者数は減っており、町内の路線バス（北鉄能登バス）は、いずれの路線もいわゆる赤字路線であり、行政が財政支援を行ってバスを運行しています。また、町営のコミュニティバス（まごころバス・なないろバス）の利用者数も年々減少しています。

# 法律 相談

・弁護士 國田 武二郎（堀松出身）

東京地検、名古屋地検、横浜地検、仙台高等検察庁検事等を歴任。現在、あすなろ法律事務所を開設し、愛知県弁護士会の弁護士として活動。その他、愛知学院大学法科大学院教授、愛知・三重両県の産業保健推進センター相談員、東海北陸地方年金記録訂正審議会委員等に就任。

## 公正証書遺言について

Q・・・確実に遺言したいならば、公正証書遺言が安心だと聞きますが、どういった点で安心なのでしょう。

A・・・「公正証書遺言」は、公証人が文面を作成し、様式不備になる心配もなく、原本を公証人役場で保管するため、偽造・変造、盗難、紛失のおそれなく、家庭裁判所の検認手続も不要といったメリットがあります。このため、確実に遺言を実現したいのであれば、自筆証書遺言より安心、安全です。

- 1 証人二人以上が立ち会う。
- 2 遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授する。
- 3 公証人が遺言者の口述を筆記し、これを遺言者及び証人に読み聞かせ又は閲覧させる。
- 4 遺言者及び証人が筆記内容の正確なことを承認した後、各自これに署名し印を押す。但し、遺言者が病気などで署名できないときは、公証人がその理由を付記して署名に代えることができる。
- 5 公証人が、その証書が以上の方式に従って作ったものである旨付記して、これを署名し印を押す。

3 作成にあたっては必要なものは、①遺言者の印鑑証明書・実印、②相続人の戸籍謄本、③受遺者の住民票（写し）、④遺言執行者の住民票（写し）、⑤遺言の対象財産に関する資料（不動産登記簿謄本、預貯金通帳、

賃貸借契約書）などが必要です。

4 保管の心配がいらぬ点、遺言の存在と内容は明確である点、自筆できない人も可能という点は長所ですが、秘密が保てない（証人が口外する可能性もある）、手続きが面倒、費用がかかるという点が短所です。それでも、公正証書遺言をお勧めします。

5 費用ですが、①公証人手数料、②遺言手数料、③用紙代の費用がかかります。①の手数料は、相続財産の価格が、i 100万円まで5千円、ii 200万円まで7千円、iii 500万円まで1万1千円、iv 1千万円まで1万7千円、v 3千万円まで2万3千円、vi 5千万円まで2万9千円、vii 1億円まで4万3千円などと細かく法律で定められています。相続人が複数いればそれぞれの手数料が発生します。②の手数は、相続財産が1億円未満の場合に支払います（通常、1万1千円）。③の用紙代は、遺言書の枚数によって金額が変わります。一枚当たり250円で、標準的なケースとして合計3千円程度です。

6 具体例として、8千万円の財産を子供2人が4千万円ずつ相続するという公正証書遺言を作成する場合、①公証人手数料：2万9千円×2人＝5万8千円、遺言手数料：1万1千円、用紙代：約3千円で合計約7万2千円かかるということになります。詳細は、もよりの公証人役場にお問い合わせるといいでしょう。

# お花の苗を 差し上げます



心豊かな生活環境づくりを推進するため、町民による花づくり事業を実施しています。この事業に賛同し、自ら花づくりに取り組み、花いっぱいのもるい志賀町を目指す団体・グループなどに対し、花苗を差し上げます。

- 配布対象 地域団体、各種団体、学校、保育園、公民館、そのほか一般市民のグループおよび企業
- 花植場所 沿道・コミュニティ施設前、地域のバス停など
- 花苗種類 マリーゴールド、サルビアなど  
比較的、育てやすい花苗を予定しています。
- 申込方法 生涯学習センター（文化ホール内）  
備え付けの花苗申込書を生涯学習センターまで提出してください。
- 提出締切 11月30日（木）
- 配布決定 4月初旬、代表者に配布決定通知書を送付
- 配布年度 平成30年度



※花苗の配布数には限りがあります。希望数に沿えない場合がありますので、ご了承ください。

※花の植え付け、水やりなどの日常管理は、責任を持って行ってください。

【申請】生涯学習センター（文化ホール内）

☎332・2970 FAX332・3011

## 文芸教室

### 志賀歌会

はまなすの花揺れてその赤い実を

谷口 文子

亡き夫が友と語らう夜食の汁

池野千絵子

われ作らんと立てばゆめ覚む

岩上 久枝

藤棚の柱に蝉の競い啼く

藤井 信子

夏惜しむがに昼寝の耳に

浜崎みのり

夜明けまで獅子舞せしと

東 操

我が母の「千の倉より子が室」

安中加奈子

初盆の墓前の孫に伝える

福島 信子

一人居の無情の様振り返る

向永いみ子

存念の思い垂乳根の顔が

芳岡 典子

移植してあひなきキャベツにプロッコリー

坂井外志子

水高きより撓ませ降らす

吉崎てい子

かなかなの鳴き声たちて

芳野 法子

この夏の茶碗豆腐の終わり近づく

芳野 法子

盆の風庭から居間に吹き抜けて  
誰かおはします父母の声  
頼りなき我身農を継ぎ五十年  
父母の眠りし墓掃除する  
高みより下される糸に絡めらるる  
蟬の死骸を凝視してをり

田端 正敏  
山瑞千代子  
吉本 與彦

## 投稿

### 短歌、俳句、川柳

鈴虫に引かされて伸ぶ散歩かな

まつい 芳子

お下がりの神酒をひと口秋祭

上野 末子

お祝いの友禅模様や90才

山守 宏子

風去りて静かに拝む西の空

土田エミ子

兄さんが口笛吹き操るコンバイン

智子

散り敷ける葛の知道そつと踏む

松本理希三

天高く飛行雲一直線

志津江

このおだやかさ永久にと願う

光雄

郷土史を我らに残せし恩師逝く

志津江

九十九路半ばに書を手にされて

松本理希三

たおれしも野分過ぎあと秋桜の

志津江

花咲きゆれる静かなる朝

志津江

亡き母も百を越えしか長寿人

光雄

祝いて惚ぶ過ぎ去りし日々

光雄

「文芸教室」に掲載する作品を募集しています。当月27日までに送付してください。（連絡先必須）紙面の都合上、掲載できない場合もありますのでご了承ください。

■宛先 / 〒922-5019 志賀町末吉千古一番地1

志賀町教育委員会 生涯学習課まで